

第1章 計画の策定にあたって

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景・趣旨

本区において平成8年に「台東区障害者福祉計画」を策定して以来、障害者施策を取り巻く環境は大きく変化してきました。

平成14年度までは、「措置制度」により福祉サービスの支給を決定しておりましたが、平成15年度からは、利用者自らがサービスを選択し、サービス提供事業者と対等な関係で契約を結び、サービスを利用していく「支援費制度」へと大きな制度転換が図られました。

また、平成14年には、障害者基本法に基づく「障害者基本計画（第2次計画）」が策定され、「共生社会の実現」「施設等から地域生活への移行の推進」という今後の障害福祉の目指すべき基本的な方向が示されました。さらに、平成16年には障害者基本法が改正され、障害者への差別、権利利益侵害の禁止が明記されました。

そして、平成17年には障害者自立支援法が成立し、障害福祉サービス等の具体的な目標を定める「障害福祉計画」の策定が義務づけられました。障害者自立支援法はその施行後、一部改正を経て、平成25年に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、障害者総合支援法という。）」に改正され、障害者の範囲に難病等を加えることや障害支援区分の新設等が盛り込まれました。また、同年、「障害者基本計画（第3次計画）」が策定され、新たに「安全・安心」「差別の解消及び権利擁護の推進」「行政サービス等における配慮」の分野が新設されました。

さらに、国際連合の「障害者の権利に関する条約」の批准を目指した国内法の整備等が進められ、平成23年6月には障害者虐待防止法の制定、7月には障害者基本法の改正、平成25年6月には障害者差別解消法が制定されました。これらの法制度整備等を踏まえ、平成26年1月に「障害者の権利に関する条約」が批准されました。

平成28年6月には障害者総合支援法と児童福祉法の改正が行われ、障害のある人が自ら望む地域生活を送ることができるよう、生活と就労に関する支援の充実や、障害のある児童の支援の充実が図られています。

台東区では平成16年に障害者基本法に基づき、「台東区障害者福祉計画（推進5か年プラン）」を策定し、平成19年には障害者自立支援法（現：障害者総合支援法）に基づき、「第1期台東区障害福祉計画」を策定しました。さらに、平成21年度からはこれらの計画を一体的なものとした「台東区障害福祉計画」を3年ごとに策定し、施策を実施してまいりました。

「第5期台東区障害福祉計画」では、児童福祉法の改正に伴い、同法で定める障害児福祉計画を含めて策定しております。今後も、障害者制度改革の動向を注視し、現状の課題整理と将来のニーズの把握に努め、計画に基づいて、施策を推進していきます。

2 計画の位置づけ

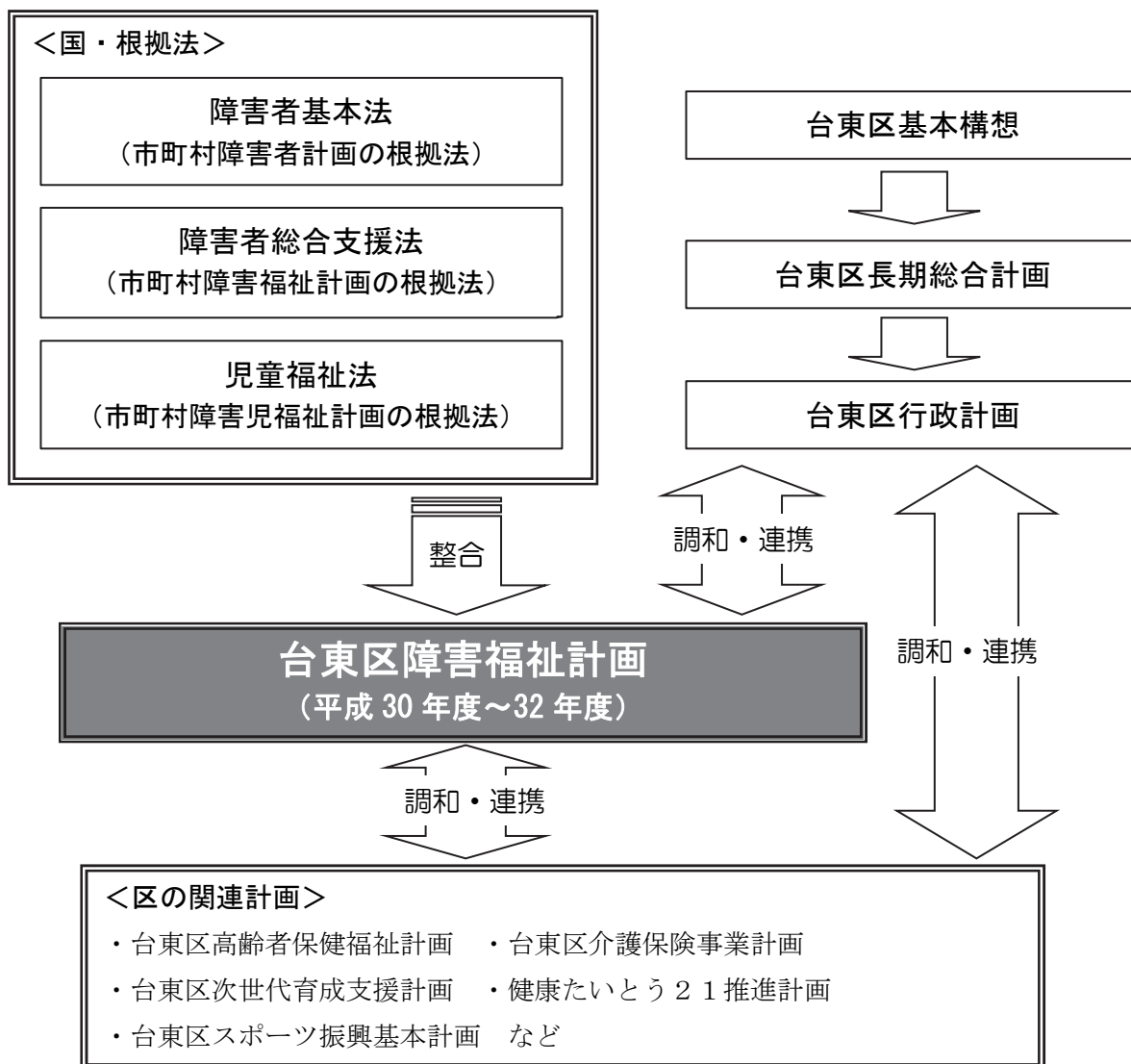
(1) 法的位置づけ

本計画は、障害者基本法で定める「市町村障害者計画」及び障害者総合支援法で定める「市町村障害福祉計画」（第5期）、児童福祉法で定める「市町村障害児福祉計画」（第1期）に相当し、これらを一体的なものとして策定します。

(2) 各種計画との関係

本計画は、「台東区長期総合計画」を踏まえるとともに、「行政計画」等の諸計画と調和・連携する計画とします。

■障害福祉計画の位置づけ



3 計画策定にあたってのポイント

(1) 「障害者計画」と「障害福祉計画」と「障害児福祉計画」

「市町村障害者計画」は、障害者基本法の第11条第3項に基づき、保健、医療、福祉、教育、就業、生活環境、意識啓発など、障害者の生活全般に関する施策についての基本的な事項を定める、中長期的な計画です。

「市町村障害福祉計画」は、障害者総合支援法の第88条に基づき、障害福祉サービスや相談支援等を地域において計画的に提供するために定める短期的な計画であり、障害者計画における施策の実施計画的な位置づけとなります。

「市町村障害児福祉計画」は、児童福祉法の第33条の20に基づき、障害児通所支援及び障害児相談支援を地域において計画的に提供するために定める短期的な計画であり、障害児計画における施策の実施計画的な位置づけとなります。

台東区では、これらを一体的な計画として「障害福祉計画」を策定します。

(2) 国の「第4次障害者基本計画」について

平成29年度、国において第4次障害者基本計画が策定されました。ここでは、根拠法たる障害者基本法第1条の「すべての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものである」という理念にのっとり、すべての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現」を基本理念とし、平成26年に公布された「障害者の権利に関する条約」を踏まえて、必要な見直しが行われています。

○国の第4次障害者基本計画（平成30年度～平成34年度）の概要

1. **安全・安心な生活環境の整備**
…住宅の確保、移動しやすい環境の整備等
2. **情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実**
…情報通信における情報アクセシビリティの向上、意思疎通支援の充実等
3. **防災、防犯等の推進**
…防災対策の推進、復興の推進等
4. **差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止**
…権利擁護の推進、虐待の防止、障害を理由とする差別の解消の推進
5. **自立した生活の支援・意思決定支援の推進**
…意思決定支援の推進、相談支援体制の構築等
6. **保健・医療の推進**
…精神保健・医療の適切な提供等、保健・医療の充実等
7. **行政等における配慮の充実**
…司法手続及び選挙等における配慮等
8. **雇用・就業、経済的自立の支援**
…総合的な就労支援、経済的自立の支援、障害者雇用の促進等
9. **教育の振興**
…インクルーシブ教育システムの推進、教育環境の整備等
10. **文化芸術活動・スポーツ等の振興**
…文化芸術活動の振興、余暇・レクリエーション活動の充実、スポーツの振興、パラリンピックに係る取り組みの推進
11. **国際協力の推進**
…国際社会に向けた情報発信の推進、国際的枠組みとの連携の推進等

(3) 国の「基本指針」に示された「第5期障害福祉計画」及び「第1期障害児福祉計画」策定について

本計画の策定にあたっては、障害者総合支援法、児童福祉法に基づき、第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画策定の基本指針が示されています。その主な内容は次のとおりです。

○「第5期障害福祉計画」及び「第1期障害児福祉計画」策定に向けた「基本指針」の概要

■第4期からの主な見直し事項

地域における生活の維持及び継続の推進
精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
就労定着に向けた支援
障害児のサービス提供体制の計画的な構築
「地域共生社会」の実現に向けた取り組み
発達障害者支援の一層の充実

■成果目標に関する事項

福祉施設から地域生活への移行
精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
地域生活支援拠点等の整備
福祉施設から一般就労への移行
障害児支援の提供体制の整備等

(4) 「成果目標」と「活動指標」について

本計画においては、計画の実効性をより高めるため、「成果目標」と「活動指標」を掲げます。

○成果目標

本計画において成果目標とは、ある目的がどの程度達成されたかを測るものとします。国においても、障害福祉サービス等の提供体制確保の一環として、基本指針の中で、基本理念等を踏まえて国全体で達成すべき数値目標（成果目標）を設定しており、自治体に対しそれぞれの成果目標を設定するよう示しています。

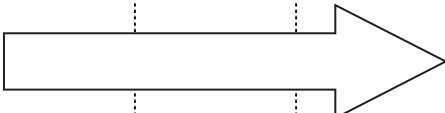

○活動指標

本計画において活動指標とは、成果目標の実現に向けて実施する活動の内容とします。国においても、障害福祉サービス等の提供体制確保に関する成果目標等を達成するために必要なサービス提供量等の見込みを定め、その確保状況の進捗を定期的に分析・評価するよう求めています。

4 計画の期間

計画期間は、障害者総合支援法に基づく障害福祉計画及び児童福祉法に基づく障害児福祉計画にかかる国の「指針」に基づき、平成 30 年度から平成 32 年度までの 3 年間とします。

計画の期間

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
第4期台東区 障害福祉計画						
第5期台東区 障害福祉計画						

5 計画の策定体制

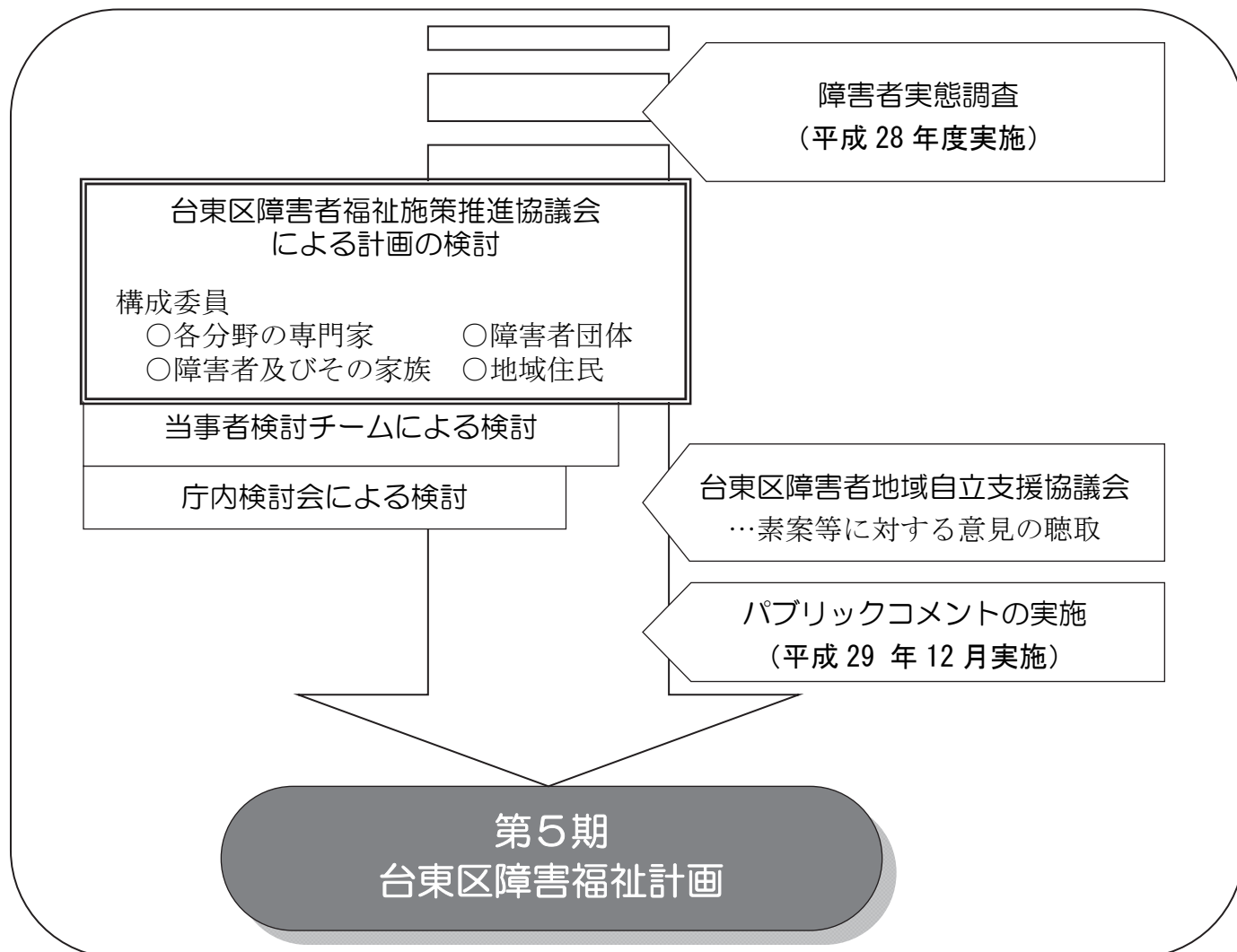
本区では、障害福祉の施策推進のための組織として、台東区障害者福祉施策推進協議会（以下「推進協議会」という。）を設置し、広く区民や関係者等の意見を反映させてきました。

推進協議会は、福祉・保健・医療・教育・就労の各分野の専門家や障害者団体、障害者及びその家族、地域住民により構成されています。本計画の策定にあたっては、推進協議会での議論を中心に策定を進めてきました。また、多岐にわたる障害者分野の課題を綿密に検討するため、推進協議会の作業部会として、当事者や支援者のメンバーで構成される「当事者検討チーム」と区関係課職員で構成する「庁内検討会」を設置しました。

また、「台東区障害者地域自立支援協議会」にも本計画策定時には意見をいただき、計画への反映を行っています。

地域の方々の意見の反映については、推進協議会への公募委員としての参加や、平成28年度に障害者実態調査、平成29年度に本計画案に対するパブリックコメントを実施しました。

■計画の策定イメージ



6 第4期台東区障害福祉計画における主要な成果

基本目標	重点課題	主な取り組み	平成29年度末までの目標	進捗状況	達成状況
地域生活支援の充実	相談支援の充実	基幹相談支援センターの整備	運営	平成28年1月より運営開始	◎
		難病患者への相談支援の実施	実施	実施	○
	在宅サービスの充実	短期入所等における医療的ケアの充実	実施	平成27年度補助金制度を新設 新たな訪問看護ステーションとの 看護師供給体制を構築	◎
	権利擁護の推進	障害者差別解消法施行に向けた区内事業者等への周知・啓発	実施	関係各課及び区民等への周知・啓発を実施	◎
障害児に対する支援の充実	障害の発見と支援の充実	発達障害児(者)の総合的な相談支援の充実	推進	平成29年3月に台東区発達障害児(者)支援方針を策定し推進	◎
		巡回訪問の実施	実施	実施 平成27年度 261件 平成28年度 318件 平成29年度 350件(見込)	○
就労支援の充実	障害者の雇用・就労支援体制の整備	障害者就労支援室の登録要件の拡大	実施	平成27年4月より実施	◎
		就労継続支援B型事業所の整備	1か所整備 (累計11か所)	平成28年3月 こすもす浅草橋 平成28年4月 すてっぷつばさ 平成28年11月 3B実用芸術研究所 平成29年4月 耕房輝	◎
暮らしを支える環境の確保	居住環境の整備、日中活動の場の整備	知的障害者グループホームの整備	4か所整備 (累計16か所)	平成29年度1か所整備	△
		精神障害者グループホームの定員増	定員3人増 (累計21人)	未整備	△
		生活介護施設の整備	2か所整備 (累計6か所)	平成29年4月より、 浅草ほうらい 10名定員増	△
	マンパワー(福祉人材)の育成・確保	知的障害者ガイドヘルパーの養成	各年度30人	平成27年度 21人 平成28年度 29人 平成29年度 30人(見込)	△
		手話通訳者の養成	各年度2人 (累計27人)	平成27年度 1人 平成28年度 1人 平成29年度 1人(見込) (累計26人)	△
	防災・安全・バリアフリーのまちづくり	避難行動要支援者にかかる個別計画の策定	推進	主管課を中心とした検討組織で個別計画を検討中	○
こころのバリアフリーの推進	音声による道案内事業	実施	平成27年度 新規4件、更新2件 平成28年度 新規5件、更新1件 平成29年度 新規4件、更新2件 (見込)	○	

※達成状況について◎は達成、○は達成見込み、△は課題あり

